

「京都議定書目標達成計画」（改定案）に対する意見募集の結果について

平成20年3月28日
地球温暖化対策推進本部

1. パブリックコメント募集期間

平成20年3月1日（土）～21日（金）

2. 提出された意見数

合計51団体・個人、意見数189件

3. 主な意見提出者

- 経済団体：日本電機工業会、日本建設機械工業会、日本アルミニウム協会、生命保険協会、日本ガス協会 等
- 企業：神戸製鋼所、デンソー、東京ガス、大阪ガス、森永乳業、アサヒビール、住友軽金属工業、旭化成、豊田自動織機 等
- NPO・NGO：世界自然保護基金（WWF）ジャパン、地球環境と大気汚染を考える全国市民会議（CASA）、公害・地球環境問題懇談会（JNEP）、大気汚染全国測定運動実行委員会 等
- その他：学識経験者、中小企業経営者、教員、コンサルタント、農家、地球温暖化防止活動推進員、その他個人 等

4. 計画本文の修正に反映した意見

箇所	意見の概要	計画本文の修正点
p. 6	「我が国は、京都議定書の6%削減約束を確実に達成する。これに加えて、更なる長期的・継続的な排出削減を目指す。」との記述について、IPCC第4次報告書の知見を踏まえれば、中長期の大幅な削減の可能性をより明確に示すべき。	（囲み内の2行目） 我が国は、京都議定書の6%削減約束を確実に達成する。加えて、更なる長期的・継続的かつ大幅な排出削減を目指す。 （下から9行目） ～まずは京都議定書の6%削減約束の達成を図り、更なる長期的・継続的かつ大幅な排出削減へと導く。
p. 7	革新的技術開発の前に、現在、既に実施され効果を上げている政策や措置を確実に実施し、既に実用化されている技術を普及することの重要性について記述すべき。	（2. 2段落目） 環境と経済の両立を図りつつ、これらの目標を達成するため、 <u>既に効果を上げている対策や既存技術の普及を加速することと併せて、省エネルギー、再生可能エネルギー、原子力等の環境・エネルギー技術に磨きをかけ、創造的な技術革新を図り、効率的な機器や先進的なシステムの普及を図るとともに、ライフスタイル、都市や交通の在り方など社会の</u>

		仕組みを根本から変えていくことで、世界をリードする環境立国を目指す。
p. 21	地方公共団体の主な温室効果ガス排出源として、ごみ焼却が挙げられる。温暖化防止の問題は対象が直接目に見えないため、訴えにくく取り組みにくいところ、地方公共団体の役割として、目に見える「ごみ」を手がかりとして、温暖化防止活動を国民的活動としていくべき。	(上から4行目からの段落) 例えば、低炭素型のまちづくり、公共交通機関や自転車の利用促進、バイオマスエネルギー等の新エネルギー等の導入、 <u>地域住民に身近なごみ問題への取組</u> など、地域の自然的社会的条件に応じた先駆的で創意工夫を凝らした対策に取り組む。
p. 28	低炭素型交通システムを実現するためには、まず交通需要を抑制しなければならないことは明らかであり、交通需要マネジメント(TDM)の促進も記述すべき。	(下から6行目) 交通システムの効率化等を図るため、集約型都市構造の実現とあいまって、交通流円滑化対策、 <u>交通需要マネジメント</u> 、信号機等の交通安全施設の整備、公共交通機関の利用促進等総合的な対策を実施する。
p. 41	住宅の省エネ対策について、太陽熱温水器は一回設置すれば、自然エネルギーのみを使用して効率が良いので、太陽光発電システムの設置だけでなく太陽熱温水器の設置を追加すべき。	(下から11行目) ～断熱資材の導入や太陽光発電システム・ <u>太陽熱利用設備</u> の設置等を一体として行うモデル性の高い住宅の導入・改築に係る支援等を行うとともに～
p. 43	運輸部門における燃費対策の重要性にかんがみ、2010/2015年トップランナー基準を早期に、もしくは超えて達成することのインセンティブが生じるような仕組みを作ることを盛り込むべき。	(「○自動車単体対策の推進」2段落目) トップランナー基準について、2010年度燃費基準からの更なる低燃費化を促進するため、既に導入されている(乗用車等2007年7月、重量車2006年4月)2015年燃費基準に適合する自動車の拡大・普及を <u>積極的に進める</u> 。
p. 53	稲わらの鋤込みを一律に否定するような表現は正しくない。稲わらを鋤込んでメタンが多く発生するのは、主に湿田地帯のことであり、耕土改善事業が行われた乾田地帯では、稲わらを鋤込む方が土壌改善に有効。むしろ稲わらを鋤込む方法を推奨すべき。温暖化対策上は、現在でも各地でまだ多く実施されている稲わら焼却処理を防止する対策の方がベターである。	メタン発生量については、乾田・湿田にかかわらず、春に稲わらをすき込んだ場合、たい肥施用と比べて約3割増加することが明らかになっている一方、水田の土づくりにおいて稲わらすき込みは重要な農法の一つであることから、下記のとおり修正。 (下から12行目) 稲作(水田)に伴い発生するメタンについて、有機物管理の方法を <u>地域の実情を踏まえ「稲わらすき込み」から「たい肥施用」に転換すること</u> 、 <u>間断かんがい水田の水管理の方法を改善することにより</u> 、排出量の抑制を図る。
p. 79	各部門における主要な対策について、5年間の中できちんと対応していくためには、評価指標等の情報を積極的にウェブサイトで公開し、国民が対策の進捗について気軽に情報を得られるようにすべき。	(13行目から以下の段落を挿入) <u>また、各対策の排出削減見込量の根拠や進捗状況点検の結果については、インターネット等を通じて公開し、国民が対策の内容や進捗状況について適切に情報を得られるようにする。</u>

「京都議定書目標達成計画(案)」に対する意見募集の結果について

平成20年3月
(計 51 団体・個人、意見数189件)

整理番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する回答
1	全体	この目標達成計画(改定案)は、6%削減を担保するものになっていない。IPCC第4次報告書の知見を真摯に受け止め、その認識から対策を考えようとする姿勢がほとんど見られないことは、この改定案の基本的な問題点である。	今後、各部門において、各主体が、現行対策に加え、追加された対策・施策に全力で取り組むことにより、京都議定書の6%目標は達成し得るものと考えています。また、今後、必要に応じ、機動的に計画を改定し、対策・施策を追加・強化していきます。
2	全体	環境税等の導入、再生可能エネルギーの積極的導入対策、経団連等の自主行動計画の制度化等、抜本的な取り組みが必要である。	今後、必要に応じ、機動的に計画を改定し、対策・施策を追加・強化していきます。
3	はじめに 地球温暖化に関する科学的知見	「多くの影響は、排出削減により回避、遅延、低減することができ、今後20～30年間の削減努力と投資が必要である」ではなく、「今後10～15年間に削減努力を最大化しなければならない」と明記すべき。 「影響の回避」を本当に求めるならば、最も低濃度なシナリオを前提とする必要がある。したがって、20～30年後という表現では誤解を招く。	当該記述は、第4次IPCC統合報告書政策決定者向け要約の記述を引用したのになります。
4	第1章 第1節 最初の囲み「～更なる長期的・継続的な排出削減を目指す。」	IPCC第4次評価報告書の知見は、中長期的な大幅な排出量削減の必要性を明確にした。それを踏まえ、ただ単に「更なる長期的・継続的な」とするのではなく、「長期における大幅な削減を継続的に目指す」というように、大幅な削減が求められていることを示すべきである。	ご指摘の趣旨を踏まえ、本文6ページの下記2か所を、以下のように修正します。 (囲み内の2行目) 我が国は、京都議定書の6%削減約束を確実に達成する。加えて、更なる長期的・継続的かつ大幅な排出削減を目指す。 (下から9行目) ～まずは京都議定書の6%削減約束の達成を図り、更なる長期的・継続的かつ大幅な排出削減へと導く。
5	第1章 第1節 最初の囲み「～更なる長期的・継続的な排出削減を目指す。」	「美しい星50」の2050年半減提案は、いつからの半減かを明示していない。少なくともパリ会議の決定に記載された基準年を明示すべきである。また、2015年ピークアウトや、先進国の2020年までに1990年比で25～40%削減などの具体的な数値にも触れるべきである。 また、「美しい星50」が提案している2050年半減目標は、世界全体の長期目標であり、日本などの先進国の削減目標はこれよりはるかに高いものになることを明記すべきである。	IPCCは科学的見地から、深刻な温暖化影響を避けるために必要となる削減幅を示しており、我が国としては、こういった科学的知見も踏まえ、我が国の国別総量目標を検討していきます。ご意見の趣旨は今後の対策・施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
6	第1章 第2節 2. 革新的技術の開発とそれを中核とする低炭素社会づくり	「原子力」は除くべき。原子力に伴う放射能汚染は人類にとって危険な環境問題である。	今後とも、安全の確保を大前提に、地元を始めとする国民の皆様のご理解を得つつ、重要な地球温暖化対策として原子力発電の推進に取り組むことが必要であると考えています。
7	第1章 第2節 2. 革新的技術の開発とそれを中核とする低炭素社会づくり	今回の目達計画の改定でも6%削減の目的がたっていないことを記述すべきである。 技術開発の前に、社会経済システムを低炭素社会化することの重要性を記述すべきである。	今後、各部門において、各主体が、現行対策に加え、追加された対策・施策に全力で取り組むことにより、京都議定書の6%目標は達成し得るものと考えています。 当該記述は、「美しい星50」を引用したもので、その中で、革新的技術開発と低炭素社会づくりが記述されています。
8	第1章 第2節 2. 革新的技術の開発とそれを中核とする低炭素社会づくり	革新的技術開発の前に、現在、既に実施され効果を上げている政策や措置を確実に実施し、既に実用化されている技術を普及することの重要性について記述すべきである。	ご指摘の趣旨を踏まえ、本文7ページ2.4行目以下を、以下のように修正します。 環境と経済の両立を図りつつ、これらの目標を達成するため、既に効果を上げている対策や既存技術の普及を加速することと併せて、省エネルギー、再生可能エネルギー、原子力等の環境・エネルギー技術に磨きをかけ、創造的な技術革新を図り、効率的な機器や先進的なシステムの普及を図るとともに、ライフスタイル、都市や交通のあり方など社会の仕組みを根本から変えていくことで、世界をリードする環境立国を目指す。
9	第1章 第2節 地球温暖化対策の基本的な考え方	「排出削減の確実な達成と政策による担保」を第一原則として掲げ、他の「基本的考え方」の上位に位置づけて政策を組み立てるべき。	6%削減約束の確実な達成のための必要な取組の推進が、本計画の大前提であり、第1章第1節の「我が国の地球温暖化対策の目指す方向」でその旨が記載されています。
10	第1章 第2節 6. 地球温暖化対策の国際的連携の確保	「すべての主要排出国が参加する」を「すべての主要排出国が参加し、先進国が大きな責任を持つ」に変更する。 「共通だが差異のある責任の原則」に従うことなしには、途上国が参加した実効ある枠組みは構築できない。	世界全体で温室効果ガスの大幅な削減を実現するためには、主要排出国の参加は必須です。この際、議論の前提として、「共通だが差異のある責任と各国の責任」の原則に基づき、今後の国際枠組みの検討を総合的に進めてまいります。
11	第2章 第1節 我が国の温室効果ガスの排出状況	温室効果ガスの増加した原因の第一として、石炭火力発電所の増加について記述すべきである。 我が国のCO2排出量(直接)の3割はエネルギー転換部門から排出され、その大半が発電所である。また、1990年から2005年のCO2排出量増加の約60%が電力会社の排出増である。排出増の主因であるのは明らかであり、責任の所在はともかく、事実を国民に伝えるために計画に記載すべきである。	各部門のCO2排出量の削減のためには、電力の需要側の省エネ対策と、電力の供給側のCO2排出原単位の改善の双方が必要です。そのため、電力事業者の発電に伴うエネルギー起源CO2排出量を、電力使用量に応じて各部門に配分することによって、部門別の対策の進捗状況の評価等を行うこととしています。

整理番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する回答
12	第2章 第1節 我が国の温室効果ガスの排出状況	2002年に始まり6年以上継続している原子力発電の設備利用率の低迷を、「特殊な要因」とする記述は削除すべきである。	原子力発電の設備利用率の低迷は、想定外なものであり、「特殊な要因」と記載させて頂いております。
13	第2章 第2節 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標	「2010年度の温室効果ガス排出量の目安」とか「温室効果ガスのガス別の排出量の目安」など「目安」を「使用しているが、明確な「目標値」とした表現にすること。	京都議定書目標達成計画は、京都議定書の6%削減約束の達成を目標として排出量の目標等を定めています。エネルギー起源CO2の部門毎の排出量については想定に幅があり、代替フロン等3ガスの内訳についてはガス間で使用形態に互換性があることから、「目安」と表現しています。
14	第2章 第2節 (1)エネルギー起源二酸化炭素	日本の統計にとられた特殊な計算方法である「電力配分後」をやめ、CO2の排出削減目標値は「直接排出」を基本とすべきである。	各部門のCO2排出量の削減のためには、電力の需要側の省エネ対策と、電力の供給側のCO2排出原単位の改善の双方が必要です。そのため、電力事業者の発電に伴うエネルギー起源CO2排出量を、電力使用量に応じて各部門に配分することによって、部門別の対策の進捗状況の評価等を行うこととしています。なお、各部門毎における電力使用に伴う排出の割合については、本文10ページ目の図3に示しており、我が国の温室効果ガス排出量の実績値としては「直接排出」と「間接排出」の両方を集計・公表しております。
15	第2章 第2節 (1)エネルギー起源二酸化炭素	目標値は産業を強化すべきである。また、産業部門のうち製造業の目標を記載すべきである。業務部門は床面積が、家庭部門は世帯数が、運輸部門は輸送量がそれぞれ増加しているのに対し、産業部門は製造業が生産指数がよこばい、非製造業(農林水産業、鉱業、建設業)は生産減である。CO2原単位改善が部門間で差が小さくなるように、産業部門の目標を強化すべきである。	今後具体的な検討を深めていくに当たって、頂いたご指摘も留意して進めていくべきと考えております。
16	第2章 第2節 (5)代替フロン等3ガス	代替フロン等3ガスの目標を強化し、せめて2005年レベルを今後も維持することとすべき。	HFCなどのオゾン層破壊物質からの代替が進むことによりHFCの排出量が増加することが見込まれることなどから、2005年レベルの維持は難しいですが、平成19年度も産業分野での自主行動計画の一層の引き上げ、改正フロン回収・破壊法の施行などにより、排出抑制に努めているところであり、引き続き、排出増を抑制するための対策を講じてまいります。
17	第2章 第2節 2010年の温室効果ガス排出量の目安	目安として最大に効果が上がった場合と、最小の効果の場合が示されているが、最大に効果が上がる想定と最小の想定の間を示すべきである。	想定の間隔については、京都議定書目標達成計画の参考資料(別表1～6の具体的な対策の排出削減見込量の根拠)において示すこととしています。
18	第2章 第2節 2010年の温室効果ガス排出量の目安	国内削減目標を今から増やし、京都メカニズム依存を最小にすべきである。	我が国は京都議定書の約束を達成するため、国内での排出削減対策及び吸収源対策を基本として国民各界各層が最大限努力していくこととし、それでもなお約束達成に不足する分について補足性の原則を踏まえつつ、京都メカニズムを活用して対応する予定です。
19	第2章 第2節 3. 京都メカニズム	すでに経済移行国の余剰排出枠(ホットエア)の購入に走っていることとその理由を明記すべきである。	国際排出量取引制度は、京都議定書上認められた制度であり、グリーン投資スキーム(GIS)については、移転された排出枠の対価として支払われた資金の用途を、排出削減事業など具体的な環境対策に充当することとしています。
20	第3章 第1節 1. 国の基本的な役割	国とそれ以外の主体が並列に書かれ、責任の主体が不明瞭である。国の役割に、「京都議定書の削減目標の達成は、国の役割の基本であり、法的な義務であること」を明記し、排出削減の実現に責任をもち、削減対策の実現を法的に担保する政策を導入し成果をあげることを明記すべき。また、国が企業などの排出を削減させる法的制度を導入し、不足ならば制度強化し、達成の責任を負うことを明記すべきである。 京都議定書は法的拘束力のある条約であり、削減目標の不遵守は国際法違反となる。国の役割の最初に、このことを明記すべきである。	国は、地球温暖化対策を総合的に推進することになっていますが、6%削減目標は、各主体が役割に応じて対策に全力で取り組むことで初めて達成し得るものと考えています。また、今後、必要に応じ、機動的に計画を改定し、対策・施策を追加・強化していきます。
21	第3章 第1節 2. 「地方公共団体」の基本的役割 (2) 率先した取組の実施	次の趣旨の文章を追加する。「特に、一般廃棄物の焼却に伴い排出される温室効果ガスの削減を大幅に行うこと。これによって、一般市民や市町村内の事業所の温暖化防止活動の啓蒙に繋げていく。」 地方公共団体の主な温室効果ガス排出源として、ごみ焼却が挙げられる。温暖化防止の問題は対象が直接目に見えないため、訴えにくく取り組みにくいところ。地方公共団体の役割として、目に見える「ごみ」を手がかりとして、温暖化防止活動を国民的活動としていくべき。	ご指摘の趣旨を踏まえ、本文21ページ上から4行目からの段落を、以下のように修正します。 例えば、低炭素型のまちづくり、公共交通機関や自転車の利用促進、バイオマスエネルギー等の新エネルギー等の導入、地域住民に身近なごみ問題への取組など、地域の自然的社会的条件に応じた先駆的で創意工夫を凝らした対策に取り組む。
22	第3章 第1節 3. 「事業者」の基本的役割 (2) 社会的存在であることを踏まえた取組	「事業者は、単独に又は共同して自主的に計画を策定し、実施状況を点検する」を「事業者は、政府がリードして国と協議し計画を策定し、産業界が共同で温室効果ガスの排出削減に取り組む」に変更する。 事業者の自主的取り組みによっては事業部門の目標達成は疑わしい。	自主行動計画の目標設定については自主的なものですが、その目標については厳格に評価・検証を行うことで実効性を担保しています。

整理番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する回答
23	①エネルギー起源二酸化炭素 ○原単位の改善に重点を置いたアプローチ	大口排出部門である産業部門は各企業の自主規制に任されているために削減が進んでいない。そのため、英国で行われているように、企業団体と政府が削減協定を結んで、削減目標を明らかにすべき。	自主行動計画は、産業界の自主的な活動にとどまらず、今般の京都議定書目標達成計画改定案にも明記された政府の施策・制度です。そのため、政府は、毎年度、関係審議会による厳格な評価・検証を行うこととしております。 各業種が自主的に創意工夫しながら対策を強化し、効果も着実に上がってきている中で、計画を政府との協定とするなどの義務的措置とすることは、現時点では考えていません。 また、目標達成の蓋然性をより向上するため、各業種を構成する企業間の責任分担の状況について、確認・見直しをするよう促してまいります。
24	①エネルギー起源二酸化炭素 ○原単位の改善に重点を置いたアプローチ	原単位による目標設定は排出削減のための手段の一つに過ぎず、これだけでは総量削減を保証できないので、CO2排出総量を目標値として採用し、努力した企業にはインセンティブを与え、怠慢な企業は公表するといったことを行うべき。	目標の設定はあくまでも自主的なものですが、原単位のみを目標指標としている業種は、新たにCO2排出量についても併せて目標指標とすることを更に積極的に検討するよう促していくべきと考えています。
25	①エネルギー起源二酸化炭素 ○原単位の改善に重点を置いたアプローチ	原子力には、放射性廃棄物の処理、コスト、事故の危険性、核拡散などの問題があり、原子力発電の推進については、国民的なコンセンサスがなないため、「原子力発電の推進」は削除すべき。	今後とも、安全の確保を大前提に、地元を始めとする国民の皆様のご理解を得つつ、重要な地球温暖化対策として原子力発電の推進に取り組むことが必要であると考えています。
26	①エネルギー起源二酸化炭素 ○原単位の改善に重点を置いたアプローチ	新エネルギーには、廃棄物発電などの再生可能エネルギーとは言い難いエネルギーが含まれているため、「再生可能エネルギー」とすべき。	化石燃料の使用の代替となる廃棄物発電などを含めた新エネルギーの導入等を着実に進めることが重要であると考えております。
27	(1)温室効果ガスの排出削減対策・施策 ①エネルギー起源二酸化炭素	6つの基本的考え方に加え、その積極的な推進姿勢やエネルギー革新技術開発の重要性を基本的考え方に明確に位置付けるため、新たに「○エネルギー供給・転換対策の着実な推進」と「○エネルギー革新技術開発の推進」を追加すべき。	ご指摘の項目については、それぞれ、「1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策」、「3. 基盤的施策」内において明確に記載させて頂いております。
28	A. 低炭素型の都市・地域デザイン ○エネルギーの面的な利用の推進	用途の異なる複数の建物間等で面的・ネットワーク的にエネルギーを有効利用するには、都市計画とも密接に関連するため、国・地方自治体は、自らが策定する温暖化対策・計画に具体的に織り込む等の積極的取組が必要である。 複数企業による共同事業の推進のために、適切な効果の反映(評価)・可視化が必要である。	今後具体的な検討を深めていくに当たって、頂いたご指摘も留意して進めていくべきと考えております。
29	A. 低炭素型の都市・地域デザイン	都市・地域システムや交通・物流システムのデザインの内容は抽象的すぎるので、温暖化対策を中心とする都市の改造、交通システム確立の予算を大幅に増やすなど、もっと具体的な記述を盛り込むべきである。	今後具体的な検討を深めていくに当たって、頂いたご指摘も留意して進めていくべきと考えております。なお、政府においては、集約型都市構造の実現に向けた都市整備等を推進しつつ、低炭素社会づくりに向けた検討を行っているところです。
30	A. 低炭素型の都市・地域デザイン ○緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化	大規模なヒートアイランド対策、高速道路壁面の緑化、ビルの屋上・壁面緑化等の植物の光合成機能を利用する方法など、一般市民の協力を得て実践するための具体的方策を明示すべき。	今後具体的な検討を深めていくに当たって、頂いたご指摘も留意して進めていくべきと考えております。
31	B. 低炭素型交通・物流体系のデザイン	低炭素型交通システムを実現するためには、まず交通需要を抑制しなければならないことは明らかであり、交通需要マネジメント(TDM)の促進も記述すべき。	ご指摘の趣旨を踏まえ、本文28ページ「○低炭素型交通システムの構築」を、以下のように修正します。 交通システムの効率化等を図るため、集約型都市構造の実現と相まって、交通流円滑化対策、交通需要マネジメント、信号機等の交通安全施設の整備、公共交通機関の利用促進等総合的な対策を実施する。
32	A. 産業部門(製造事業者)の取組 (a)産業界における自主行動計画の推進・強化	業界の特殊性になんら配慮せず画一的な「目標の引き上げ」だけを唱えるのではなく、科学技術の進歩と多様な産業界間の協力を踏まえた総合的な判断が重要であるので、④に加え、「⑤利用段階での省エネ効果が認められる場合は、個々の業界の削減だけを論ずるのではなく総合的に判断することも重要である」を加えるべき。	産業界の業務・運輸部門における取組や、民生運輸部門の排出削減への寄与については、製品のLCAの観点も含め、可能な限り定量的に把握するよう促してまいります。
33	A. 産業部門(製造事業者)の取組 (a)産業界における自主行動計画の推進・強化	(6つ目の◇) 業界の業態によって事情が異なるために、画一的にオフィスにおける目標設定を求めるのは間違いであり、業界の業態に応じて必要に応じて目標を設定すべき。	排出量の増加している業務その他部門、家庭部門等において対策の抜本的強化が求められています。 従って、日本経団連の加盟業種・会員企業の本社等オフィスにおける二酸化炭素排出削減目標の包括的・業種横断的な設定や会員企業の社員の家庭における環境家計簿の利用拡大等の取組が必要であると考えております。
34	A. 産業部門(製造事業者)の取組 (a)産業界における自主行動計画の推進・強化	(6つ目の◇) 精神的な取組を産業界に求めるのは誤りであり、環境家計簿の取組についての記述は削除すべき。	排出量の増加している業務その他部門、家庭部門等において対策の抜本的強化が求められています。 従って、日本経団連の加盟業種・会員企業の本社等オフィスにおける二酸化炭素排出削減目標の包括的・業種横断的な設定や会員企業の社員の家庭における環境家計簿の利用拡大等の取組が必要であると考えております。
35	A. 産業部門(製造事業者)の取組 (a)産業界における自主行動計画の推進・強化	製造段階において、CO2排出量が増加しても、使用段階においてそれ以上のCO2排出削減がなされれば、社会全体としてCO2排出削減になるわけであり、産業部門の事業者が民生・運輸部門の省CO2化にも貢献するという中に製品の使用段階におけるCO2排出削減への貢献が考慮される仕組みがない。	産業界の業務・運輸部門における取組や、民生運輸部門の排出削減への寄与については、製品のLCAの観点も含め、可能な限り定量的に把握するよう促してまいります。

整理番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する回答
36	A. 産業部門(製造事業者)の取組 (a)産業界における自主行動計画の推進・強化	(④について) 既に現状が目標を超過している場合には、目標の引き上げを行うとあるが、これは、前倒しで目標達成努力をした業種ほど損を被ることになり、公平性に欠ける。	厳格な評価・検証を通じ、目標達成業種に対しては、より高い目標への引き上げを促す一方、目標未達成業種に対しては、京都メカニズムの活用も含め、今後の対策内容と効果を定量的具体的に示すことを求め、各業種の確実な目標達成を促してまいります。
37	A. 産業部門(製造事業者)の取組 (a)産業界における自主行動計画の推進・強化	(6つ目の◇) 製造業において、オフィスは工場・事業場に比較してエネルギー消費量が圧倒的に小さいので、このような議論は的外れであり、製造業をこの議論の対象から外すべき。	排出量の増加している業務その他部門、家庭部門等において対策の抜本的強化が求められております。従って、日本経団連の加盟業種・会員企業の本社等オフィスにおける二酸化炭素排出削減目標の包括的・業種横断的な設定や会員企業の社員の家庭における環境家計簿の利用拡大等の取組が必要であると考えております。
38	A. 産業部門(製造事業者)の取組 (a)産業界における自主行動計画の推進・強化	義務でない自主的な削減計画に限界があることは明らかである。また、業界団体毎の目標設定は、個々の企業の責任や透明性の上で問題がある。自主行動計画から行動計画への協定化等、より義務的な取組への移行と、すべての産業部門で総量削減目標を導入すべきことを明記すべき。	自主行動計画は、産業界の自主的な活動にとどまらず、一般の京都議定書目標達成計画改定案にも明記された政府の施策・制度です。そのため、政府は、毎年度、関係審議会による厳格な評価・検証を行うこととしております。各業種が自主的に創意工夫しながら対策を強化し、効果も着実に上がってきている中で、計画を政府との協定とするなどの義務的措置とすることは、現時点では考えていません。また、目標達成の蓋然性をより向上するため、各業種を構成する企業間の責任分担の状況について、確認・見直しをするよう促してまいります。
39	A. 産業部門(製造事業者)の取組 (a)産業界における自主行動計画の推進・強化	第一約束期間を通じて、追加的に、産業構造や産業政策を無視して、規制的措施を二重に課することがないように、産業政策と環境政策の両立・整合を図るべきである。	環境と経済の両立の観点から、自主行動計画を含めた産業部門の対策について、今後とも総合的に検討していきたいと考えております。
40	A. 産業部門(製造事業者)の取組 (a)産業界における自主行動計画の推進・強化	経済状況の急変においても、目標達成が図れるよう制度運営するため、最終的な目標達成の評価は、京都メカニズムクレジットの政府口座への償却だけでなく、グリーン電力証書等の自主的取組、国内クレジット等も自主行動計画におけるオフセットの手段として評価するものとすべき。	評価方法については、今後とも具体的に検討していきたいと考えております。
41	A. 産業部門(製造事業者)の取組 (a)産業界における自主行動計画の推進・強化	実際に自主目標を達成できていない業種もあることから、「成果を挙げている産業部門もあるが、成果があがっていない部門もある」と正確に記述すべき。	政府による評価・検証を通じ、目標の引き上げや計画の新規策定等の自主行動計画に基づく取組を強化しており、全体としては成果を挙げているものと認識しております。また、目標未達成業種については、今後の対策内容(京都メカニズムの活用を含む。)とその効果を、可能な限り定量的・具体的に示すよう促してまいります。
42	A. 産業部門(製造事業者)の取組 (a)産業界における自主行動計画の推進・強化	これまでの製造業の対策は「自主行動計画」に一任され、国が削減に責任を持たず、また達成のレベルを示してこなかった。よって、産業部門の対策は、「自主行動計画」ではなく、徹底した省エネと燃料転換、自然エネルギーの導入等、対策の実現を担保する政策を盛り込むべき。	自主行動計画は、産業界の自主的な活動にとどまらず、一般の京都議定書目標達成計画改定案にも明記された政府の施策・制度です。そのため、政府は、毎年度、関係審議会による厳格な評価・検証を行うこととしております。各業種が自主的に創意工夫しながら対策を強化し、効果も着実に上がってきている中で、計画を政府との協定とする等の義務的措置とすることは、現時点では考えていません。
43	A. 産業部門(製造事業者)の取組 ○工場・事業場におけるエネルギー管理の徹底	ベンチマークの作成は基本的に推奨されるべきであるが、その作成に当たっては、ベンチマークとしての信頼を得るためにも、透明性・客観性を極力確保し、また、その国際比較が可能なものを目指すべき。	今後具体的な検討を深めていくに当たって、頂いたご指摘にも留意して進めていくべきと考えております。
44	A. 産業部門(製造事業者)の取組 ○工場・事業場におけるエネルギー管理の徹底	単純なエネルギー原単位的なベンチマークの採用は企業の高付加価値製品指向への意欲を削ぐことになりかねないので、ベンチマーク等の指標を活用した客観的評価については、不用意にやるべきではない。やるとしても、企業の経営形態を踏まえつつ慎重にやるべき。	今後具体的な検討を深めていくに当たって、頂いたご指摘にも留意して進めていくべきと考えております。
45	A. 産業部門(製造事業者)の取組 ○工場・事業場におけるエネルギー管理の徹底	省エネ法を改正し「複数の事業者が共同して自主的に省エネ・排出削減を行う仕組み」を構築する際には、複数の事業者が共同で実施した取組の効果を適切に評価し、各事業者の報告においてその効果を数値的に反映できる制度とする必要がある。	今後具体的な検討を深めていくに当たって、頂いたご指摘にも留意して進めていくべきと考えております。
46	A. 産業部門(製造事業者)の取組 ○産業界の民生・運輸部門における取組	この取組分野が「主体間の垣根を越える」という「基本的な考え方」に含まれているが、当該箇所の記述はやや具体性に欠け一般論にとどまっていることから、より具体的にどのような連携が可能なのか、いくつかのモデルを作り出すことを模索すべき。	今後具体的な検討を深めていくに当たって、頂いたご指摘にも留意して進めていくべきと考えております。
47	A. 産業部門(製造事業者)の取組 ○建設施工分野における低燃費型建設機械の普及	第3章「基盤的施策」の中で、技術開発に留まらず、事業化に向けた先駆的な取組への支援に言及していることから、従来型技術を搭載した物の他に、ハイブリッド・電動・代替燃料等の先進的な技術を搭載したクリーンエネルギー型建設機械も含め、購入助成金による導入支援などを含めた施策を明示化すべき。	ご指摘の導入支援策については、今後引き続き検討させていただきます。

整理番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する回答
48	B. 業務その他部門の取組 ○高効率な省エネルギー機器の開発・普及支援	オール電化契約は、エネルギー源の将来の選択を制限するので、ヒートポンプをオール電化契約に限定せず、また、太陽熱温水器など様々な機器やコジェネの導入に対する支援を増やし、コジェネなどによる電力を高価で買い取らせる仕組みを作るべき。これらの原資は環境税やガソリン税を使用する。	今後具体的な検討を深めていくに当たって、頂いたご指摘にも留意して進めていくべきと考えております。
49	B. 業務その他部門の取組 ○トランナー基準に基づく機器の効率向上	大きさなどのクラス別比較であると、消費者は大型の中で省エネ機器を選べば、環境に良いことをしているという意識になってしまう。トランナー基準を同じサイズ・規模など内で比較するのは不十分であり、大きさなどを超えて省エネの程度を比較すべき。また、大型機器には重課するなどの措置を導入すべき。	今後具体的な検討を深めていくに当たっては、頂いたご指摘にも留意しつつ、各機器の現状を踏まえて進めていくとともに、統一省エネラベル等による情報提供について更に充実を図ってまいります。なお、これまでも、機器の現状を踏まえ、大型製品等に対して厳しい基準を導入するなどの対応をしているところです。
50	B. 業務その他部門の取組 ○トランナー基準に基づく機器の効率向上	今後のトランナー基準対象機器の拡大については、当該機器の省エネ技術開発ポテンシャルはもとより、市場、産業競争力、償却年数や置き換え/買い替えのタイミング等を総合的に判断し、開発された機器が市場で受け入れられるように、政策的にリプレース機会を創出することとセットで展開すべき。	トランナー基準対象機器の拡大等について今後具体的な検討を深めていくに当たっては、有識者等から成る審議会において、各機器の現状を踏まえ審議いただいているところですが、頂いたご指摘も留意して進めていくべきと考えております。
51	B. 業務その他部門の取組 ○トランナー基準に基づく機器の効率向上	機器のトランナー基準については、実際の進捗を踏まえて迅速に目標の引き上げができるような体制を整えるべき。また、ユーザーの側での使用に関する実感調査も行うべき。	今後具体的な検討を深めていくに当たって、頂いたご指摘にも留意しつつ、各機器の現状を踏まえて進めていくべきと考えております。
52	B. 業務その他部門の取組 ○トランナー基準に基づく機器の効率向上	トランナー基準の対象機器、或いは基準を超過達成している機器については、自動的にエネルギー需給構造改革推進投資促進税制の対象とすべき。また、当該税制のような仕組みを一般家庭向けにも拡大する等、省エネ家電製品等を購入する消費者にも直接的なメリットが得られるような導入支援制度・仕組みについても検討すべき。	我が国の家電製品のエネルギー消費効率は、近年著しく向上しており、最新のものに買い換えることは、CO2排出量の削減に有効です。ただし、御指摘のように、補助金や税制など、個々の消費者に対してまで、財政面でのインセンティブを付与すべきかどうかについては、その効果や政策手段としての適正性等を踏まえて検討する必要がありますと考えております。その際、家電製品の販売台数が膨大であり、不正な申請や受給を排除し適正な執行を確保できるか、その場合の費用対効果が妥当なものとなるか、といった点が課題になると認識しています。
53	B. 業務その他部門の取組 ○高効率な省エネルギー機器の開発・普及支援	中長期の視点で社会の制度・仕組み全体を持続可能な方向へ誘導していくことが必要であるため、省エネ・CO2削減効果の見える化にもつながり、省エネ機器の普及促進に関する政策評価の手段としても重要である「住宅内のエネルギー消費量動向」について、きめ細かく調査し、継続的にフォローアップ、データベース化していくモニタリングの仕組みも必要である。	省エネ機器のエネルギー消費の動向についてはこれまで調査を行ってきたところ、今後具体的な検討を深めていくに当たって、頂いたご指摘にも留意して進めていくべきと考えております。
54	B. 業務その他部門の取組 (c) 建築物・設備・機器等の省CO2化 ○建築物の省エネルギー性能の向上 C. 家庭部門の取組 (b) 住宅・設備・機器等の省CO2化 ○住宅の省エネルギー性能の向上	建物の断熱化はCO2排出削減に大きなポテンシャルを持っているため、断熱基準を規制とすべきである。また、中古の建築物を含め、断熱基準を契約時に顧客に示すことを宅建業法の重要事項に位置づける等、断熱性能の情報開示の徹底を図るべきである。	従来の省エネ措置の届出義務に加え、省エネ措置が著しく不十分な場合の命令・罰則の導入や、一定の中小規模のものの新築時等に係る省エネ措置の届出義務化等を柱とする省エネ法の改正案を今国会に提出しました。また、同法案では、住宅・建築物の販売又は賃貸の事業を行う者に対し、省エネ性能の表示による消費者への情報提供の努力義務を明示する等の措置も盛り込んでいます。 なお、情報開示については、今後具体的な検討を進めるに当たり、頂いたご指摘も参考にさせていただきます。
55	C. 家庭部門の取組 ○住宅の省エネルギー性能の向上	温水器は一回設置すれば、自然エネルギーのみを使用して効率がよいので、太陽光発電システムの設置だけでなく、太陽熱温水器の設置を追加すべき。	ご指摘の趣旨を踏まえ、本文41ページ「○住宅の省エネルギー性能の向上」3段落目を、以下のように修正します。 また、証券化の枠組を活用した融資による支援、地域住宅交付金を活用した地域の創意工夫による省エネ住宅等の普及促進、既存住宅において一定の省エネ改修(窓の二重サッシ化等)を行った場合の省エネ改修促進税制の創設、中小事業者等の省エネルギー対策に係る施工技術等の導入の促進、民間事業者等による先導的な技術開発や省CO2技術が導入されたモデルプロジェクトに対する支援、断熱資材の導入や太陽光発電システム・太陽熱利用設備の設置等を一体として行うモデル性の高い住宅の導入・改築に係る支援等を行うとともに、住宅リフォーム時に省CO2型資材を導入する等のエコリフォームの実施に対する普及啓発、支援を行う。
56	C. 家庭部門の取組	機器の世界最高水準といっても、それが分からなければ、そもそも目指すことができない。機器の世界最高水準のエネルギー効率を目指すために、主要機器に関しては、国際的なエネルギー効率比較を行うべきである。	機器の省エネ性能の比較については、アジア太平洋パートナーシップ等の場で測定方法の統一化に向けた議論を行っているところです。
57	D. 運輸部門の取組 ○自動車単体対策の推進	景気が後退している時代に、高価格のCEV普及は実現可能性が低い。実現可能性を重視して記載すべき。	今後具体的な検討を深めていくに当たって、頂いたご指摘にも留意して進めていくべきと考えております。
58	D. 運輸部門の取組 ○自動車単体対策の推進	ハイブリッド車両などの普及は、登録台数が増えるだけでなく、走行キロベースでの増加が必要。(よく使う車がハイブリッド車両に転換しなければ効果が薄い)	今後具体的な検討を深めていくに当たって、頂いたご指摘にも留意して進めていくべきと考えております。

整理番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する回答
59	D. 運輸部門の取組 ○自動車単体対策の推進	クリーンエネルギー自動車、とりわけ天然ガス自動車は、引き続き国の施策として位置付けると共に積極的な導入支援が必要。	今後具体的な検討を深めていくに当たって、頂いたご指摘にも留意して進めていくべきと考えております。
60	D. 運輸部門の取組 ○自動車単体対策の推進	運輸部門における燃費対策の重要性を鑑み、2010/2015年トップランナー基準を早期に、もしくは超えて達成することのインセンティブが生じるような仕組みを作ることを盛り込むべき。	例えば、乗用車などの燃費性能や排ガス性能に応じて自動車税などを軽減する自動車グリーン化税制においては、その対象を2010年度燃費基準+10%以上を達成した自動車に限定し燃費基準の超過達成を促しています。また、トラック・バスへの自動車取得税の軽減措置については、「2015年度燃費基準達成車」を燃費性能要件としており、燃費基準の早期達成を促す仕組みとなっております。 ご指摘の趣旨を踏まえ、本文43ページ「○自動車単体対策の推進」2段落目を、以下のように修正します。 トップランナー基準について、2010年度燃費基準からの更なる低燃費化を促進するため、既に導入されている(乗用車等2007年7月、重量車2006年4月)2015年燃費基準に適合する自動車の拡大・普及を積極的に進める。
61	D. 運輸部門の取組 ○交通流対策の推進	高速道路料金について、産業用車両と環境に配慮した車両とそれ以外の車両で、柔軟に料金を変えて、CO2削減のための交通誘導手段とすべき。	高速道路の料金施策については、今後具体的な検討を深めていくに当たって、頂いたご指摘にも留意して進めていくべきと考えております。
62	D. 運輸部門の取組 ○交通流対策の推進	環状道路等幹線道路ネットワークの整備については、潜在交通量の顕在化によって交通量が增大することが考えられ、CO2削減効果がないため、記述を削除すべき。	交通流の円滑化による走行速度の向上により実効燃費が改善されることから、自動車からのCO2排出量の削減に寄与するものと考えております。
63	D. 運輸部門の取組 ○交通流対策の推進	道路建設が速度向上をもたらし、燃費を改善させCO2排出削減を実現するという神話は、自動車交通需要が増加しないなどの現実性でない前提に基づいている。従って、道路建設を温暖化対策と位置づける記述を削除すべき。	交通流の円滑化による走行速度の向上により実効燃費が改善されることから、自動車からのCO2排出量の削減に寄与するものと考えております。
64	D. 運輸部門の取組 ○交通流対策の推進 ○公共交通機関の利用促進	ロンドン市などの成果に学び、大都市におけるロードプライシング(渋滞税)を導入すべき。同時に、その交通不便をカバーするため、LRT・BRT・パーク&ライドの導入を実現化すべき。	今後具体的な検討を深めていくに当たって、頂いたご指摘にも留意して進めていくべきと考えております。
65	D. 運輸部門の取組 ○環境に配慮した自動車使用の促進	運輸部門での温室効果ガスの排出を削減するには、自動車利用を大幅に削減する必要があり、自動車利用の普及・推進ではなく「自家用車の利用の縮小」を盛り込むべき。	引き続き公共交通機関の利用促進等の対策を講じていきます。
66	D. 運輸部門の取組 ○国民運動の展開	シェア・ザ・ライド(他人同士がインターネットや電話などで相手を見つけて同じ方向に行く人同士が乗り合わせる方法)や、鉄道に自転車に乗せられるようにする措置を行うべき。	今後具体的な検討を深めていくに当たって、頂いたご指摘にも留意して進めていくべきと考えております。
67	D. 運輸部門の取組 ○公共交通機関の利用促進	とにかく利用することで得をする仕組みにしなければ、目標は達成できないと思うので、公共交通機関の整備に大幅な支援を行ったり、自家用車使用よりも安くなるよう、自動車の燃料価格を上げたり、公共料金の安価な料金設定を行うべき。また、エレベーター等の駅施設の充実を図るべき。その原資は環境税やガソリン税(道路特定財源)で対応する。	今後具体的な検討を深めていくに当たって、頂いたご指摘にも留意して進めていくべきと考えております。 また、環境税については、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題であると考えております。
68	D. 運輸部門の取組 ○エネルギー効率の良い鉄道・船舶・航空機の開発・導入促進	都市部における自動車乗り入れや、トラック輸送を制限し、鉄道利用の促進を図るべき	今後具体的な検討を深めていくに当たって、頂いたご指摘にも留意して進めていくべきと考えております。
69	D. 運輸部門の取組 ○エネルギー効率の良い鉄道・船舶・航空機の開発・導入促進	地方空港の相次ぐ開港等に起因する航空回数的大幅な増加により、大量のCO2やNOxが高空にばらまかれることになるので、船舶や夜間貨物輸送を利用すべき。	今後具体的な検討を深めていくに当たって、頂いたご指摘にも留意して進めていくべきと考えております。
70	D. 運輸部門の取組 ○テレワーク等情報通信技術を活用した交通代替の推進	セキュリティに配慮したネットワークシステムを積極的に導入することにより、テレワークを推進すべき。	現在、企業がシンクライアントシステムやインターネットVPNなどのセキュリティに配慮したネットワークシステムを構築してテレワークを導入することを支援するため「テレワーク環境整備税制」を設けるなどの取り組みを行っているところですが、今後とも、セキュリティに配慮したネットワークシステムの導入により安全・安心なテレワークの普及が図られるよう取り組みを進めてまいります。
71	E. エネルギー転換部門の取組 ○電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減	「老朽石炭火力発電の天然ガス化転換」については二酸化炭素排出量の低減に有効だが、単純に「天然ガス化転換」と考えるべきではなく、「最新鋭の高効率石炭火力への転換」も検討の余地があるため、慎重な議論が必要である。	今後具体的な検討を深めていくに当たって、頂いたご指摘にも留意して進めていくべきと考えております。
72	E. エネルギー転換部門の取組 ○電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減	電力の対策は「自主行動計画」に一任され、国が削減に責任を持たず、達成のレベルも示してこなかった。従って、電力分野の対策内容としては、「自主行動計画」ではなく、徹底した省エネと燃料転換、自然エネルギー導入等の対策の実現を担保する政策を盛り込むべき。	電気事業連合会の自主行動計画の目標である「2008～2012年度における使用端二酸化炭素排出原単位を1990年度実績から平均で20%程度低減」については、原子力設備利用率の向上のほかに、火力発電の熱効率の更なる向上、京都メカニズムの活用等を含めて、達成することとなっております。

整理番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する回答
73	E. エネルギー転換部門の取組 ○電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減	6年以上継続して今後もしばらくは復旧の見込みもない問題を「特殊」と片づけ、原発の長期停止を前提にした他の対策強化を図ろうとしないのは問題である。原発の設備利用率低迷を前提にし、原子力の着実な推進は撤回すべき。	今後とも、安全の確保を大前提に、地元を始めとする国民の皆様のご理解を得つつ、重要な地球温暖化対策として原子力発電の推進に取り組むことが必要であると考えています。
74	E. エネルギー転換部門の取組 ○電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減	最近の日本のCO2排出量の増加の原因は、石炭火力の増加に負うところが大きく、CO2排出量の多い石炭火力の新増設は温暖化対策に逆行するものであり、今後は、石炭火力発電所の新増設をしないことを明記すべき。	エネルギー転換部門では、二酸化炭素排出原単位の小さいエネルギー源を活用するとともに、エネルギーの安定供給を念頭に置きつつ化石燃料の環境調和型利用を図る等、供給の効率化を図っていくこととします。
75	E. エネルギー転換部門の取組 ○電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減	温暖化を危険なレベルに至らないレベルで安定化するには、エネルギー源を転換するしかない。従って、再生可能エネルギーの導入を最重要課題として位置づけるべき。	今後具体的な検討を深めていくに当たって、頂いたご指摘にも留意して進めていくべきと考えております。
76	E. エネルギー転換部門の取組 (b)エネルギー毎の対策 原子力発電の着実な推進	原子力の稼働率を高め、火力発電等のCO2排出発電から脱却すべき。	今後とも、安全の確保を大前提に、地元を始めとする国民の皆様のご理解を得つつ、重要な地球温暖化対策として原子力発電の推進に取り組むことが必要であると考えています。
77	E. エネルギー転換部門の取組 (b)エネルギー毎の対策 原子力発電の着実な推進	原子力発電は二酸化炭素を出さないと云われるが、ウランの採鉱、精錬、濃縮や建設資材の運搬等においては二酸化炭素を排出している。長期的視野で見た合理的な計画作成をするべき。	今後とも、安全の確保を大前提に、地元を始めとする国民の皆様のご理解を得つつ、重要な地球温暖化対策として原子力発電の推進に取り組むことが必要であると考えています。
78	E. エネルギー転換部門の取組 (b)エネルギー毎の対策 原子力発電の着実な推進	各家庭の太陽発電等の自家発電システムの設置の優遇措置、高価格での電力の買取など、自家発電の促進を図るべき	今後具体的な検討を深めていくに当たって、頂いたご指摘にも留意して進めていくべきと考えております。
79	E. エネルギー転換部門の取組 (b)エネルギー毎の対策 原子力発電の着実な推進	原子力発電に伴う放射性廃棄物は地球の未来にとって何もないことはなく、太陽光発電等の自然エネルギーの利用の強力な推進のように、原子力に頼らない温暖化対策を実施すべき。	今後とも、安全の確保を大前提に、地元を始めとする国民の皆様のご理解を得つつ、重要な地球温暖化対策として原子力発電の推進に取り組むことが必要であると考えています。また、新エネルギー対策の抜本的強化について、速やかに総合的な検討を行う必要があると考えております。
80	E. エネルギー転換部門の取組 (b)エネルギー毎の対策 原子力発電の着実な推進	原子力には、放射性廃棄物の処理、コスト、事故の危険性、核拡散などの問題があり、原子力発電の推進については、国民的なコンセンサスがないうちに、「発電過程で二酸化炭素を排出しない」のは、原子力発電の側面にすぎないため、「原子力発電の推進」は削除すべき。	今後とも、安全の確保を大前提に、地元を始めとする国民の皆様のご理解を得つつ、重要な地球温暖化対策として原子力発電の推進に取り組むことが必要であると考えています。
81	E. エネルギー転換部門の取組 (b)エネルギー毎の対策 原子力発電の着実な推進	ブルサーマル計画を推進するのではなく、RPS法の改定によって、新エネルギーの利用目標値を他の先進国並に引き上げるとともに、その安定供給に努め、官民一体となって強力に推進すべき。	新エネルギー対策の抜本的強化について、速やかに総合的な検討を行う必要があると考えております。
82	E. エネルギー転換部門の取組 ○天然ガスの導入及び利用拡大	CO2削減のために、天然ガスコージェネレーションを今後更に普及拡大させていく必要があることから、国や自治体による制度・財政両面に渡る積極的支援が必要。	今後具体的な検討を深めていくに当たって、頂いたご指摘にも留意して進めていくべきと考えております。
83	E. エネルギー転換部門の取組 ○天然ガスの導入及び利用拡大	天然ガス供給インフラの整備は、事業者努力に加え、国による需要開発に対する助成措置などの支援も必要。	今後具体的な検討を深めていくに当たって、頂いたご指摘にも留意して進めていくべきと考えております。
84	E. エネルギー転換部門の取組 ○天然ガスの導入及び利用拡大	ガス空調について、普及拡大に向けた促進策の制度構築や税制面の支援、その排出削減効果における温対法の排出量報告などにおける適切な評価が必要。	今後具体的な検討を深めていくに当たって、頂いたご指摘にも留意して進めていくべきと考えております。
85	E. エネルギー転換部門の取組 ○水素社会の実現	水素製造・輸送・貯蔵技術について、実用化に向けた制度・財政両面にわたる積極的な支援が必要。その際、技術開発はもちろんのこと、国・自治体・民間の連携のものモデル事業を早期に立ち上げることや、安全基準の早期策定、規制の見直し等が必要。	今後具体的な検討を深めていくに当たって、頂いたご指摘にも留意して進めていくべきと考えております。
86	E. エネルギー転換部門の取組 ○新エネルギー等の導入促進	風力・バイオマス・太陽光発電・コージェネレーションシステム・燃料電池等の分散型電源について、国・地方自治体等による率先導入、実行計画への折り込み等により推進する必要がある。	京都議定書目標達成計画(案)p35にありますように、国は率先的取組として太陽光発電等の分散型電源の導入を推進することとしており、地方公共団体においても「政府の実行計画」の規定に準じて実行計画を策定し、取組を進めていくこととしております。このため、分散型電源を地方公共団体が所有する業務用施設に、実行計画に基づいて率先的に導入する事業に対する支援等を行っております。
87	E. エネルギー転換部門の取組 ○新エネルギー等の導入促進	廃棄物の燃焼はダイオキシンなどの化学物質汚染をもたらしかねないので、廃棄物の熱利用は新エネルギーから除外すべき。	ダイオキシン類対策特別措置法や廃棄物処理法などに基づき、廃棄物の焼却処理に伴うダイオキシンの排出は厳格に規制されています。
88	E. エネルギー転換部門の取組 ○新エネルギー等の導入促進	バイオ燃料の推進にあたっては、まず、バイオ燃料の使用が結果として地球大での排出につながったり、その他の問題を引き起こしたりするこのないよう、「持続可能なバイオ燃料」の基準を定め、その上でその基準に沿ったものを推進すべきである。	今後具体的な検討を深めていくに当たって、頂いたご指摘にも留意して進めていくべきと考えております。

整理番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する回答
89	E. エネルギー転換部門の取組 ○新エネルギー等の導入促進	自然エネルギー普及の最大化を盛り込み、政策としてはRPSではなく、固定価格買取制度の具体的検討を盛り込むべき。(現在導入されているRPS制度が、その導入目標の低さもあって、再生可能エネルギーの普及促進に役立たないことは実証済みである。)	新エネルギー対策の抜本的強化について、速やかに総合的な検討を行う必要があると考えております。
90	E. エネルギー転換部門の取組 (c)新エネルギー対策	再生可能エネルギーは温暖化対策の柱とし、その促進のための研究開発を早急に進め、既存のRPS目標強化もしくはドイツの「電力買取法」のような追加的な取組を行う仕組みを整備すべき。	新エネルギー対策の抜本的強化について、速やかに総合的な検討を行う必要があると考えております。
91	第3章 第2節1. (1)② ○廃棄物の焼却に由来する二酸化炭素排出削減対策の推進	スーパーの袋を紙かプラスチックか選べるようにすべき。	レジ袋については、容器包装リサイクル法に基づく措置や普及啓発等により、引き続き削減の取組を進めていきます。
92	④代替フロン等3ガス ○冷媒として機器に充填されたHFCの法律に基づく回収等	実態把握をしてから漏洩対策をするのではなく、並行して漏洩対策を実施する、と記載すべき。	冷媒フロンの漏洩対策については、今後、実態把握を行うこととしていることから、直ちに対策を適切に決定・実施することは困難であるため、第3章第2節1.(1)④において、「現場設置型機器やカーエアコン使用時の冷媒漏洩対策に向けて実態把握等を進め、必要に応じ管理体制を強化する」としています。また、既に改正フロン回収・破壊法(平成19年10月施行)により、整備時等の対策を強化したところです。
93	④代替フロン等3ガス	代替フロン等は代替物質もあり、使用する場合も完全クローズドシステムにすれば、「脱フロン」は可能である。代替フロン等3ガスについては、「脱フロン」を政策の原則とし、生産量・使用量・ストック量も計画的に削減すべき。	新規代替物質や代替技術、回収・破壊技術の研究開発を行うとともに、技術的な目途の立った分野から、これらを用いる製品の利用促進を図っているところです。また、排出抑制については、産業界における排出抑制設備の導入促進等に対する事業費用への支援、フロン回収・破壊法の強化などを進めています。
94	第3章 第2節1. (1)③ア. ○水田の有機物管理・水管理の見直し別3-2	稲わらの鋤込みを一律に否定するような表現は正しくない。稲わらの鋤込んでメタンが多く発生するのは、主に湿地地帯のことであり、耕地改善事業が行われた乾田地域では、稲わらを鋤込む方が土壌改善に有効。むしろ稲わらを鋤込む方法を推奨すべき。温暖化防止のためには、現在でも各地でまだ多く実施されている稲わら焼却処理を防止する対策の方がベターである。	メタン発生という点では、乾田・湿地に関わらず、春に稲わらをすき込んだ場合、たい肥の施用に比べメタン発生量が約3割増加することが明らかになっていることから、地球温暖化防止の観点から「稲わらすき込み」から「たい肥施用」に転換することによりメタンの排出削減を図っていくことは重要であると考えております。しかしながら、水田の土づくりにおいて、稲わらのすき込みは重要な農法のひとつであることから、ご指摘の趣旨を踏まえ、本文53ページ「○水田の有機物管理・水管理の見直し」を、以下のように修正します。 稲作(水田)に伴い発生するメタン(CH4)について、有機物管理の方法を地域の実情を踏まえ「稲わらすき込み」から「たい肥施用」に転換すること、間断かんがい水田の水管理の方法を改善することにより、排出量の抑制を図る。
95	第3章 第2節1. (2)温室効果ガス吸収源対策・施策	わが国土の67%を占める森林の69%は民有林である。その民有林所有者(地域住民)が主体的に直接、森林管理・森林整備に参加できる施策(インセンティブを付与)が必要。具体的には、国内森林吸収源に、カーボンオフセットや国内排出量取引への参加などのインセンティブを付与して、零細森林所有者および山村住民が主体的に吸収源対策に参加して、自らの力で森林および山村地域の再生に取り組んでこそ、それを支える国民的森づくりやその他の施策が生きてくる。また、疲弊しきった地方の格差是正、山村地域の共生・共同の回復と自立への途であり、持続的・循環型・共生社会の目指すものとなる。	国内の排出量取引に関しては、関係機関において現在検討されているところですが、域内の排出量取引制度を既に導入しているEUにおいても、現在のところ、森林吸収量は取引制度に組み込まれていないこと等も勘案しつつ、今後の研究に向けた意見の一つとして参考にさせていただきたいと考えています。
96	第3章 第2節2. 横断的施策	国民に一定量の削減を義務付けることを真剣に考えるべき。	京都議定書上の削減目標を達成するためには、国民一人ひとりの取組が不可欠であることから、住宅の省エネルギー性能の向上、省エネルギー性能の優れた機器の普及、国民運動の展開等の施策を進めてまいります。
97	第3章 第2節2. (1)ポリシーミックスの活用	大口排出源の削減が進まず、エネルギー効率が低迷し、石炭消費が増加したことは、自主的取組にまかせてきたことの帰結である。この反省のもとに、大口排出源の対策抜本強化を法的に担保できる政策を導入すべきである。政策は規制、国内排出量取引、炭素税、石炭税、国と企業との削減協定の組み合わせとすべきである。	地球温暖化対策全体の中で、他の政策とのポリシーミックスも考慮に入れながら、総合的に検討を進めます。
98	第3章 第2節2. (1) (1-1)経済的手法	環境税、国内排出量取引などの経済的手法の即時導入を明記すべきである。 炭素税、国内排出量取引などの経済的手法は、EUなどでその効果は実証済みであり、6%削減を確実に実施するためには、その導入を直ちに行う必要がある。	地球温暖化対策全体の中で、他の政策とのポリシーミックスも考慮に入れながら、総合的に検討を進めます。

整理番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する回答
99	第3章 第2節2. (1) (1-2) 国内排出量取引制度	国内排出量取引制度の導入について、様々な議論を踏まえた上でも、ただちに導入するか、早急に制度化に向けた検討を進めるべき。 排出量取引制度は、京都議定書の目標達成という短期的な目標だけでなく、中長期的に確実に日本の排出量を削減していくための枠組みを提供する極めて有用な制度である。削減の規模としては、1990年比で、2020年には25～40%の削減、2050年には60～80%の削減を達成するような制度が目指されるべきである。「総合的に検討していくべき課題」とするが、すでにEUなどでその効果は実証済みである。アメリカの州レベルの排出量取引制度も、EUの排出量取引制度と連動して動こうとしており、このままでは日本は経済的にも、EUやアメリカに後れをとることになる。 各業界の排出枠の決定には政府の強いリーダーシップが必要だが、本制度なしには抜本的な温暖化対策を進めることはできない。	国内排出量取引制度については、中期的な我が国の温暖化に係る戦略を実現するという観点も含め、2007年度の評価・検証により見込まれる、産業部門の対策の柱である「自主行動計画の拡大・強化」による相当な排出削減効果を十分踏まえた上で、他の手法との比較やその効果、産業活動や国民経済に与える影響、国際的な動向等の幅広い論点について、具体案の評価、導入の妥当性も含め、総合的に検討していくべき課題と考えています。
100	第3章 第2節2. (1) (1-2) 国内排出量取引制度	早急に制度化をする際の方式としては、公開入札(オークション)にする。公開入札方式では、企業の費用負担がある(課税に近い)が、価額決定の手続きが透明であり、煩雑な個別企業の情報収集の必要もそのためのコストも必要でない。枠配分が公平で、制度も設計し易い。政府は排出権の売却益を、これからの新エネルギー技術開発への投資や、設置援助などに使い、更なる温暖化防止を推進すべき。 今政府が検討開始しているベンチマーク方式では、企業の費用負担は無いが、枠配分の公平さが劣り、制度の基準設定には膨大な情報が必要でコストが掛かり、新たな温暖化防止対策への投資も出来ない。EUが13年度から導入を予定しており、また、アメリカ大統領候補(民主党、共和党とも)が支持している方式に統一すべき。	
101	第3章 第2節2. (1) (1-2) 国内排出量取引制度	排出枠を強制的に設定する国内排出量取引は、排出枠の初期の公平な割り当てが現実的に困難なこと、炭素リーケージが発生すること、CDMクレジットの価格によっては資金の海外流出が生じ、国内対策が進まなくなること、その資金が投機家に流れること等の問題があることから、制度導入の是非には、十分かつ慎重な検討を要する。 今後とも自主行動計画の推進等で環境と健全な成長を両立しながら温暖化対策を進めることが有効と考える。	
102	第3章 第2節2. (1) (1-2) 国内排出量取引制度		「排出枠を個々の主体に配分する」と記述されているが、「排出枠を個々の主体に公平に配分する」と「公平に」を追記していただきたい。国内排出量取引制度は、各主体に公平な制度であるべきであるので、その点を明記すべきである。
103	第3章 第2節2. (1) (1-2) 国内排出量取引制度	製造業において大量に使用される各種油脂はその大部分が産業廃棄物として焼却処分され、温室効果ガスを190トン出している。しかし、環境省版の自主参加型取引制度では「廃棄物の3R」が含まれていない。廃棄物の3Rを含めた取引制度の成立を望む。	
104	第3章 第2節2. (1) (1-3) 環境税	環境税については、CO2排出抑制効果の有無、我が国の経済活用や国際競争力に及ぼす影響、石油石炭税など既存税制との整合性、温室効果ガス削減効果の有無等、克服すべき課題が数多くある。国民への新たな負担を求めるものであり、十分かつ慎重な検討を行い、国民各層のコンセンサスを得ることが不可欠。	環境税については、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題であると考えております。
105	第3章 第2節2. (1) (1-3) 環境税	早急に使用目的を温暖化防止に限定して、環境税を導入すべき。 民生部門に対して普く影響を及ぼしうる唯一の政策として、環境税(炭素税)は極めて重要な政策。また、排出量取引制度が、大規模排出者に対して制度として導入されるまでの間のエネルギー転換・産業部門に対する政策としても重要。 環境税はすでに導入された国や地域で有効性が証明されており、環境税なしには目標達成は困難。 温室効果ガス削減のためには、温暖化対策をした者が得をする仕組みが必要であり、市民・企業などあらゆる主体に課税により削減を促すべき。 導入しない理由として「国民に広く負担を求めることになるため」とあるが、そもそも国や企業が膨大な量の海外クレジットを買って来ること自体がコストであり、それは消費者(物価)、あるいは国民の負担(税)から拠出される。その意味で、CO2排出はすでにコストとなっているので、それをもっと「見える化」させる「環境税」の方が国民には理解しやすい。 化石燃料の輸入段階で、排出量に応じた税をかけるべきである。 ただし、予算配分やCO2削減効果などについて透明性の高いプロセスで、しかも定期的に精査することが必要。	
106	第3章 第2節2. (1) (1-3) 環境税	ガソリン税を環境税として、太陽光発電や風力発電などの自然エネルギー利用への補助金にすべき。	
107	第3章 第2節2. (2) 深夜化するライフスタイル・ワークスタイルの見直し	国民の意識改革を待つ余裕はなく、深夜の放送・テレビ、コンビニの深夜営業や人口・地域当たりの店舗数、街角の深夜の自動販売機や人口・面積当たりの設置数、深夜のライトアップ、深夜の電灯による広告、などへの法的な規制を早急に実施すべき。	深夜化するライフスタイル・ワークスタイルの見直しに関し、国民の抜本的な意識改革に向け、諸外国の状況も踏まえ、総合的に検討する必要があると考えています。

整理番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する回答
108	第3章 第2節2. (4) 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度	大口排出発電所・工場の排出量算定・報告・公表制度を充実し、ガスごとの報告に加えて燃料構成、生産量、エネルギー原単位、CO2原単位の報告・公表を求め、努力の程度や今後の削減余地の透明化、「見える化」を図るべき。企業秘密規定は、「量」については適用を削除すべき。	地球温暖化対策推進法の改正により、排出量の算定・公表を事業者単位から企業単位・フランチャイズ単位に変更する等、温室効果ガスの排出抑制の促進を図ります。また、企業秘密の取扱いについては、権利利益保護請求については、審査基準に基づき、適正な判断を行ってまいります。
109	第3章 第2節2. (4) 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度	電気事業者が取得した京都メカニズムクレジットを電気事業者ごとのCO2排出係数に反映させる方策を講じる前に、それぞれの事業者が自ら実施する省エネ対策等の国内対策は最重要かつ最優先の対策である。よって、これら事業者の省エネ対策を推進し、温室効果ガスの排出抑制の促進を図るためには、温対法改正において京都メカニズムクレジットの係数への反映だけでなく、本来優先されるべき事業者が実施した省エネ対策等の努力分(削減効果)を適切に評価・反映し、可視化した排出量報告制度にすることが必要。	現行の算定・報告・公表制度においても、事業者が実施した省エネ対策の措置内容やその削減効果に関して、国に提供し、公表等されることとされており、改正後も、引き続き、これらの活用により、可視化が図られるものと考えております。なお、温室効果ガスの排出削減のための個別対策の導入による削減効果を評価する方法については、対策の種類によって様々な考え方がありますが、個々の対策の実態に即した合理的な方法によって評価する必要があります。
110	第3章 第2節2. (4) 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度	コージェネは省エネルギーの政策として国も積極的に導入を進めてきており今後もその方向性は変わっていない。実際にも省エネ率が高く国全体でもCO2削減に大きく寄与している。しかしながら、現在の温対法においては、その評価は全電源を基準されており実際の省エネ率と大きく乖離している。これを是正すべく、コージェネの効果は火力平均で評価し、排出量算定に適正に反映(効果を排出量から控除)できるよう、温対法に反映すべき。	「温室効果ガス算定排出量」は、温室効果ガスである物質ごとに、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて算定することとされています。なお、温室効果ガスの排出削減のための個別対策の導入による削減効果を評価する方法については、対策の種類によって様々な考え方がありますが、個々の対策の実態に即した合理的な方法によって評価する必要があります。 なお、コージェネについては、第3章第2節1.(1)①E. エネルギー転換部門の取組の中で、天然ガスコージェネレーション等の導入促進が記載されています。
111	第3章 第2節2. (4) 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度	企業が排出される温室効果ガスの報告・公表については、既に省エネ法、温対法、県条例の法規制や所管工業会の要請に応じて、二酸化炭素排出量・原単位・削減施策を毎年報告している。また、環境報告書を通じて自主的に温室効果ガスを公表している。単に排出量の数値の報告・公表だけでなく、過去分を含めた削減努力が適切に評価されるように原単位を主体とした制度に変更すべき。	排出者自らが排出量を算定することにより国民各層にわたる自主的な温暖化対策への取組の基盤づくりを進めるとともに、排出量情報の公表・可視化による国民・事業者全般の自主的な取組の促進へのインセンティブ・気運を高める視点から、排出量を報告する仕組みとしています。なお、原単位の改善等の関連情報についても、任意で報告することができ、報告された内容は国が公表することとされています。
112	第3章 第2節2. (4) 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度	京都メカニズムクレジットを電気事業者ごとの二酸化炭素排出係数に反映させる際には、京都メカニズムクレジットが補足的な対策であり、その継続性が自らの対策とは異なること、また電気の使用(需要家)が電気事業者を選択する際の指標にもなり得る事から、電気事業者の自らの国内対策を反映した「控除前の排出係数」と、補足的な対策である「京都メカニズムクレジット」を反映した「控除後の排出係数」を分けて公表する必要がある。	今後具体的な検討を深めて行くに当たって、頂いたご指摘にも留意して進めていくべきと考えています。
113	第3章 第2節2. (6) 国民運動	国民の意識に訴えるだけの展開ではなく、国民にエネルギー源を選択する、何らかの得になるようなインセンティブなどの手段を提供する政策や、中長期的目標や大口排出発電所や工場の削減対策などの政策立案をメインとすべき。	今後具体的な検討を深めて行くに当たって、頂いたご指摘にも留意して進めていくべきと考えています。
114	第3章 第2節2. (6) 国民運動	カーボン・オフセットの普及については、指針だけでなく、具体的な基準を設けるべき。 カーボン・オフセットの普及にあたっては、その普及が、逆にオフセットさえすれば排出しても良いというような風潮を生み出すことにならないよう、十分考慮した上でメッセージを出すべきである。さらに、オフセットに使用されるプロジェクトは、削減量の確実性や排出削減以外の部分での効用について、一定水準以上を満たしたもののみが推奨されるべきである。	今後具体的な検討を深めて行くに当たって、頂いたご指摘にも留意して進めていくべきと考えています。
115	第3章 第2節2. (6) 国民運動	環境教育に関する記載は本文中には何ら触れられていないが、あらゆる技術・設備・施策を上手に運用していく為にも、人的資源への対策を明文化することは必須である。	国民運動の中で、「環境教育等」として、環境教育の取組の推進を記述しています。
116	第3章 第2節3.(2) ○中長期視点からの技術開発の推進	燃料電池については、引き続き制度・財政両面にわたる積極的な支援、国・地方公共団体等による率先導入、実行計画への折り込み等が必要である。技術開発についてはコストダウンや信頼性向上などの技術課題を克服すると同時に、技術開発成果を早期に活用することが重要である。	燃料電池については、地方公共団体が所有する業務用施設に、実行計画に基づいて率先的に導入する事業に対する支援や、地域でまとめて家庭用小型燃料電池コージェネレーションシステムを導入する活動に対する支援を行っています。技術開発については、「中長期的視点からの技術開発の推進」の中の支援対象として掲げている他、「実用化・事業化の推進」の中で、短期間で実用化・事業化に結びつけるよう取組を進めることとしています。
117	第3章 第2節3.(2) ○中長期視点からの技術開発の推進	「例えば、発電過程で二酸化炭素を排出しない原子力は、…少ない資源で莫大なエネルギーを生み出す『核融合技術』等の開発・実用化を積極的に推進していく。」を削除する。 原子力発電は、クリーンなエネルギーではない。発電により、放射能を生み出し、ウランの採掘から再処理まで日常的に放射能汚染をもたらす。チェルノブイリ原発事故のような事故が起きれば、広範囲にわたり深刻な被害が生じる。また、高速増殖炉や核融合の実用化には莫大な国家予算を浪費し、放射能災害を避けることができない。	今後とも、安全の確保を大前提に、地元を始めとする国民の皆様のご理解を得つつ、重要な地球温暖化対策として原子力発電の推進に取り組むことが必要であると考えています。

整理番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する回答
118	第3章 第2節3. (4)地球温暖化対策の国際的連携の確保、国際協力の推進	「美しい星50」の2050年半減提案は、いつからの半減かを明示していない。少なくともバリ会議の決定に記載された基準年を明示すべきである。また、2015年ピークアウトや、先進国の2020年までに1990年比で25～40%削減などの具体的な数値にも触れるべきである。 また、「美しい星50」が提案している2050年半減目標は、世界全体の長期目標であり、日本などの先進国の削減目標はこれよりはるかに高いものになることを明記すべきである。 (整理番号5の再掲)	IPCCは科学的見地から、一定の安定化濃度の達成に必要ないくつかの削減幅を示しており、我が国としては、こういった科学的知見も踏まえ、我が国の国別総量目標を検討していきます。ご意見の趣旨は今後の対策・施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
119	第3章 第2節3. (4)地球温暖化対策の国際的連携の確保、国際協力の推進	日本自身の削減目標は「必要な作業」(P67)ではなく国民的議論を経て決定することを明記すべきである。 温暖化の進行による被害防止は国民生活に密接に関わる反面、排出は特定事業者に集中している。対策を実効的に進めるため、国民の広い知見を集め、対策や政策の選択を合理的に行い、特定利害関係者の影響が過度に出ることを防止し、国民運動、国民的議論で政策を決めていくべきである。	我が国自身の国別総量目標の検討については、科学的知見やデータに基づいて、検討を加速していきます。また、対策を実効的に進めるため、国民的議論の展開とともに、環境意識の醸成と合意形成を図っていきます。
120	第3章 第2節3. (4)地球温暖化対策の国際的連携の確保、国際協力の推進	先進国と途上国の違いが明確でない「主要排出国」という言葉を使うのをやめ、「主要経済国」という言い方に変えるべきである。	世界全体で温室効果ガスの大幅な削減を実現するためには、主要排出国の参加は必須です。この際、議論の前提として、「共通だが差異のある責任と各国の責任」の原則に基づき、今後の国際枠組みの検討を総合的に進めております。
121	第3章 第2節3. (4)地球温暖化対策の国際的連携の確保、国際協力の推進	「セクター別に」削減可能量を積み上げるセクター別アプローチを、国別削減目標決定の主なアプローチとするのではなく、危険な気候変動を防止するのに必要な削減量から決定するトップダウンのアプローチを主なアプローチとして使用するべきである。	我が国は、「クールアース推進構想」において、2050年の半減目標を、世界全体で共有すべき目標として世界に提案しており、そうした中で我が国は、主要排出国とともに、今後の温室効果ガスの排出削減については国別総量目標を掲げて取り組むこととしています。今後、長期にわたって世界が一致協力して排出削減に向けた取組を推進、継続していくためにはあり、削減負担の公平さを確保することが極めて重要です。我が国は、目標の設定に当たって、科学的かつ透明性の高い尺度として、エネルギー効率などをセクター別に割り出し、今後活用される技術为基础として削減可能量を積み上げる方法を提案しており、こうした提案などを通じて、今後、国際交渉における適切な目標の設定が可能になると考えています。
122	第3章 第2節3. (4)地球温暖化対策の国際的連携の確保、国際協力の推進	地球温暖化対策と貧困問題を組み合わせ、エネルギー供給の観点から発展途上国を支援することが必要。 発展途上国の工業や農業に対して、日本が積極的に環境支援を行うことが必要。	新たな資金メカニズムにより、省エネルギーの推進、新エネルギーなどのクリーンなエネルギーの利用促進、エネルギーアクセスの向上などの支援を行います。また、開発途上国の問題解決能力の向上に資する国際共同研究や、島嶼国・後開発途上国への適切な適応対策等への支援を引き続き行うとともに、途上国の経済成長と環境保全を両立させるため、公害対策・廃棄物対策等と温室効果ガス排出削減の双方に資するコベネフィット・アプローチによる協力を推進します。
123	第3章 第4節 特に排出量の多い事業者に期待される事項	改善努力の対象として挙げられている「エネルギー消費原単位」や「二酸化炭素排出原単位」について、何らかの「目安」を示していくのであれば、「省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)」のもとで検討が予定されている「セクター別ベンチマーク(セクター別の省エネの取り組み進展状況を客観的に評価する指標)」の策定状況を十分考慮に入れていくことが必要である。 また、「業種ごとの特性を踏まえながら原単位の国際比較を行う」ことが明記されているが、IEAで検討が進められている業種別エネルギー効率指標を参考にしていくことが有益である。	改正後の地球温暖化対策推進法に基づき策定する排出抑制等指針において示すことを予定している、排出原単位による望ましい水準については、省エネ法において検討が予想されているセクター別ベンチマークの策定状況も十分に考慮に入れて策定することを予定しています。
124	第3章 第5節 京都メカニズムに関する対策・施策	国内削減目標を今から増やし、京都メカニズム依存を最小にすべきである。 また、実質削減に寄与しないホットエアアは、購入しないことを明記すべきである。安易にグリーン投資スキームを持ち出すべきではない。	国内削減対策を基本として、国民各界各層が最大限努力してもなお議定書の約束達成に不足する差分について、京都メカニズムを活用することとしています。また、グリーン投資スキーム(GIS)については、移転された排出枠の対価として支払われた資金の使途を、排出削減事業など具体的な環境対策に充当することとしています。
125	第3章 第5節2. (3) イ. GISの具体的なスキームの構築	GISに関する具体的なスキームを構築するにあたっては、プロジェクトが、環境影響や社会経済的影響に関する基準も同時に作成すべきである。GISはプロジェクトが地域の住民や環境に対して悪影響をもたらすものであってはならない。それを防ぐための基準が作られなければならない。	グリーン投資スキーム(GIS)については、移転された排出枠の対価として支払われた資金の使途を、排出削減事業など具体的な環境対策に充当することとしています。
126	第3章 第5節2. (4)我が国のクレジット取得に関する取組	3つ目の◇、「クレジットの取得にあたっては、国際ルール等を踏まえ、クレジットを生成するプロジェクトに係る環境に与える影響及び地域住民に対する配慮を徹底する。」「徹底する」とあるだけでは、具体的にどのようにそのような配慮が確保されるのかが不明であるため、基準を設定すべきである。	クレジットの取得にあたっては、価格、事業の確実性、対象国、事業の種類を考慮するほか、環境影響配慮の観点よりプロジェクトが選定されています。また、温暖化対策と同時に途上国等における公害対策等にも資する、いわゆる「コベネフィット」(相乗便益)の観点も視野に入れて、プロジェクトの実施を支援・促進すること等により、我が国が取得可能なクレジット量を確保できるようプロジェクトを実施していくこととされています。
127	第4章 第1節 京都議定書目標達成計画の進捗管理	「排出削減の確実な達成と政策による担保」を優先、本計画及び環境基本計画を他の政策上位に位置づけて政策強化、必要なら他の政策の変更を行うべき。	ご意見を踏まえ、今後とも、温暖化対策に関係する政策において、温暖化対策の観点からの対応を促してまいります。

整理番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する回答
128	第4章 第1節 1. 基本的考え方	無駄な公共事業の見直しを「基本的考え方」とすべきである。 戦略的環境アセスメント制度を導入し、温暖化防止の観点から政策や事業をアセスメントすることを「基本的考え方」とすべきである	第4章第1節の「基本的考え方」は、同計画に係る全般的な進捗管理方法や定量的な把握・見直し方法の基本的な考え方をまとめています。 ご指摘の温暖化防止の観点からも環境アセスメントを行うべきとの考え方については共有しています。具体的には、環境影響評価法に基づく環境影響評価については、事業の実施に当たりあらかじめ環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することを目的としており、その評価の参考項目の1つに温室効果ガスを掲げ、京都議定書目標達成計画との整合性についても適正な配慮がなされることを確保しています。 また、上位計画のうち事業の位置・規模等の検討段階のものについては、早期の段階で環境配慮を促進させるため、戦略的環境アセスメント導入ガイドラインを踏まえた取組を進めていくこととしており、同ガイドラインでは参考付表の主な評価項目の1つに温室効果ガスがあります。
129	第4章 第1節 2. 進捗管理方法	各部門における主要な対策について、5年間の中できちんと対応していくためには、評価指標等の情報を積極的にウェブサイトで公開し、国民が対策の進捗について気軽に情報を得られるようにすべきである。	ご指摘の趣旨を踏まえ、本文79ページの13行目から、以下の段落を挿入します。 <u>また、各対策の排出削減見込量の根拠や進捗状況点検の結果については、インターネット等を通じて公開し、国民が対策の内容や進捗状況について適切に情報を得られるようにする。</u>
130	第4章 第1節3. (1) ①温室効果ガス排出量の目標に関する評価方法	今回の見直しは、事実上の最終評価・見直しであることを踏まえ、その進捗管理や評価においては、関連省庁間で二重の取組になっている分野・施策の統合及び連携、施策の優先順位を明確にしていくことも重要である。従って、別表の対策・施策の一覧については、削減効果や取組主体、国や地方自治体の役割等だけでなく、本来であれば、これまでに講じた対策費用や新規予算手当ても明確にすべきで、今後、第一約束期間を通じて、毎年費用対効果の検証についても可能な限り評価軸に導入すべきである。	予算等の国の施策の実績・予定については、毎年の京都議定書目標達成計画の進捗状況の点検の際にとりまとめを行ってきており、今後とも国の施策については可能な限り定量的に点検・評価を行っていく予定です。
131	別表 別1-8 「対策効果」の「排出削減見込量の積算時に見込んだ前提」欄の生命保険協会に関する記載内容	生命保険協会では数値目標の基準年を2006年としている。他団体とは異なり、誤解を招く可能性があるため、以下の通りに記載内容を修正して欲しい。 「生命保険協会(2006年度実績に対する2008年度から2012年度までの平均削減量 308万kWh) [2006年度比2%(2000年度比約17%)の削減]」	ご指摘のような誤解が生じないように、修正をさせていただきます。
132	別表 別3-1 ○廃棄物の最終処分量の削減等	「一般廃棄物(食物くず、紙くず、繊維くず、木くず)の最終処分量・・・」は、食物くず(野菜くずが主体・・・いわゆる生ごみ)に限定して、特定の地域で実数値を把握する方法が分かりやすい。	本項目は、中間処理を経ずに埋め立てられる有機系の廃棄物の最終処分量を指標とし、メタンの排出量を抑制するための対策となっております。従って、メタンの発生源となる、食物くず以外の有機系の廃棄物(紙くず、繊維くず、木くず)の最終処分量についても指標とすることが適当であると考えております。今後できる限り高い精度でこれらの最終処分量を把握できるよう努めてまいります。
133	別表 別4-3 ○冷媒として機器に充填されたHFCの法律に基づく回収等	対策評価指標について、回収のみに焦点を合わせるのではなく、設置時及び使用中の冷媒漏洩対策により、補充冷媒の50%削減をすべき。	冷媒フロン漏洩対策については、今後、実態把握を行うこととしていることから、直ちに対策を適切に決定・実施することはできず、現時点でその対策評価指標まで設定することは困難であるため、第3章第2節1.(1)(4)において、「現場設置型機器やカーエアコン使用時の冷媒漏洩対策に向けて実態把握等を進め、必要に応じ管理体制を強化する」としています。また、既に改正フロン回収・破壊法(平成19年10月施行)により、整備時等の対策を強化したところで。
134	別表 別5-2 ○健全な森林の整備 ・広葉樹林の適切な整備や針広混交林化の推進	緑化(P27)をはじめ、樹木、森林、環境教育、植樹など、緑の造成に関する事項は随所に出てくるが、あちこちで散発的に述べないで、どこか一カ所で集中的に整理して理解を深めるべき。 針葉樹、広葉樹の針広混交林となると解説なくしてはその意図するところは理解されにくい。生物多様性の立場や海の魚類との関連などを通して、ことの重要性を明記しておく方が、緑(植物)の意義が正しく理解され、緑化問題への認識が一層深まるものと思われる。	緑の造成については、第3章第2節1.(2)温室効果ガス吸収源対策・施策の中でまとめて記述しています。 また、森林の多面的機能については、「美しい森林づくり推進国民運動」などを通じて国民への普及啓発を図ってまいります。